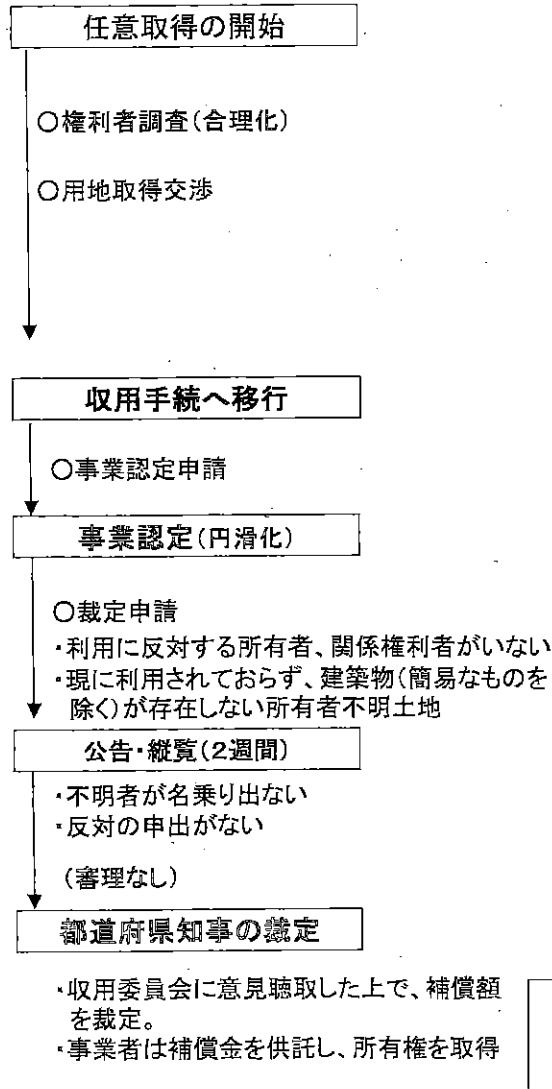


収用手続の合理化・円滑化、所有者探索の合理化による改善

【土地収用法の特例】



【改善項目】

権利者調査の合理化 (地域福利増進事業においても同じ)

○原則として、登記簿、住民票、戸籍など、客観性の高い公的書類を調査することとする。

＜情報アクセスの拡大＞

- ・固定資産課税台帳、地籍調査票、インフラ業者保有情報など有益な所有者情報を、行政機関が利用を可能に。
- ・公共事業、地域福利増進事業を行おうとする民間事業者が、地方公共団体に所有者情報の提供を請求可能に。地方公共団体は、台帳等に記載されている者に確認し、同意が得られた場合には民間事業者にその所有者情報を提供。

＜照会範囲の合理化＞

- ・地元精通者等にも行っていた聞き取り調査など照会の範囲を合理化・明確化。
- ・親族等に限定し、書面の郵送など合理的な手法による調査とする。

事業認定の円滑化

○収用の必要性の説明において小規模事業や地方公共団体事業にも活用できる事項をきめ細かく明確化しマニュアルで提示。

○起業者が相談できる窓口の体制を本省・地方整備局等・都道府県に整備し、その運用状況を踏まえてマニュアルを定期的に見直し・周知。

○起業者側の措置として事業認定等の適期申請ルールを徹底。

※「用地取得率80%となったとき又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時まで収用手続に移行する」というルール。

都道府県知事の裁定

○補償金の額等について、収用委員会の裁決ではなく、都道府県知事が裁定。(収用委員会の審理なし。権利取得裁決、明渡裁決を一本化)

(フロー全体を通じて)

地方公共団体に対する国による応援

- 地方整備局等・地方公共団体・関係団体で構成する協議会を設置。
- 地方整備局等に地方公共団体からの相談窓口を設置。
- 地方整備局等から地方公共団体へ用地業務に精通した職員を派遣。

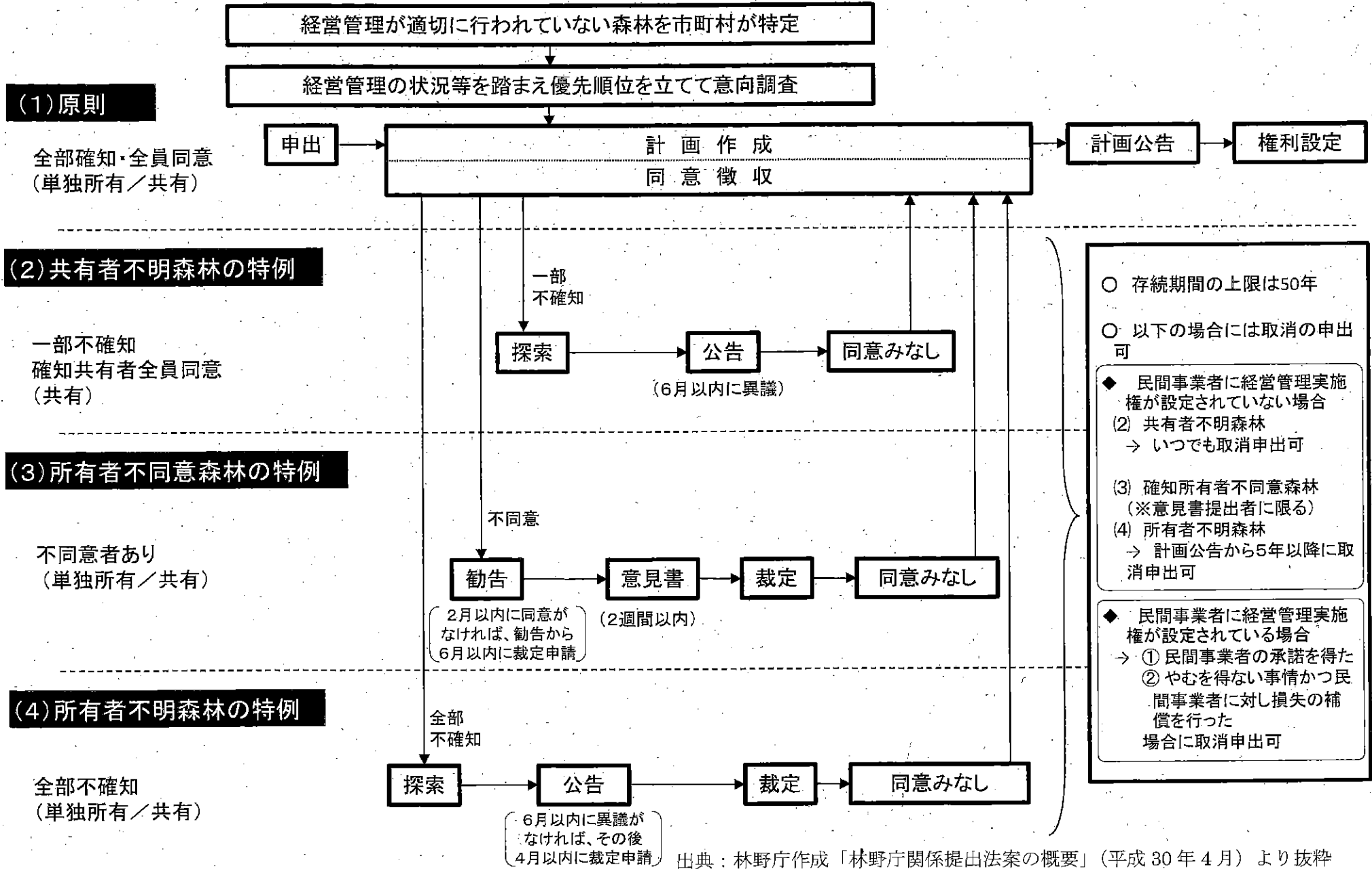
出典：国土交通省 土地・建設産業局、法務省民事局 作成

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案について (補足資料)」

(平成 30 年 4 月) より抜粋

平成 30 年 5 月 9 日 (水) 衆議院法務委員会 衆議院議員 階 猛 (国民民主党)

(参考) 経営管理権集積計画作成の流れ



出典：林野庁作成「林野庁関係提出法案の概要」(平成30年4月)より抜粋
 平成30年5月9日(水)衆議院法務委員会 衆議院議員 階 猛(国民民主党)

第二九条「財産権」財産権は、これを侵してはならぬ。
②財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
③私有財産は、正当な補償の下で、これを公共のために用ひることが出来る。

- 1 農地法二〇条により、農地所有権の行使または処分がある程度不自由な状態に於いても、農業経営の民主化のために、公共の福祉に適合する合理的な制限である。(最大判昭三三・二・一〇民集一四一・一三三)
2 国有農地等の売却に際する特別措置法が旧所有者に買取農地を売却する場合の売却代金をいかんにかかわらず、社会・経済等の事情を考慮して決定されるべき立法政策上の問題である。(最大判昭三三・七・一五民集三二五・一九四)
3 旧自作農創設特別措置法第三条本文の農地買取価格は、本条三項の「正当な補償」に当たる。(最大判昭三三・一〇・二五民集七三・一三三)
4 奈良県ため池条例事件 災害を未然に防止するため、条例で補償なしに財産権の行使を制限する。憲法および法律に違反しない。(最大判昭三三・六・二五民集一七五・一五二)
5 河川附近地制限令事件 一般的に当然に受容すべきものとされる制限の範囲を超え、財産に特別の犠牲を課した場合は、法令に損失補償を課する規定がなくてはならない。(最大判昭三三・一〇・二五民集七三・一三三)
6 平城京事件 文化財保護法により特別更新の土地所有者に対し現状変更行為を禁止すること、文化財を構成する財産権自体に内在する社会的制約の反映といふべきであるから、一定限度

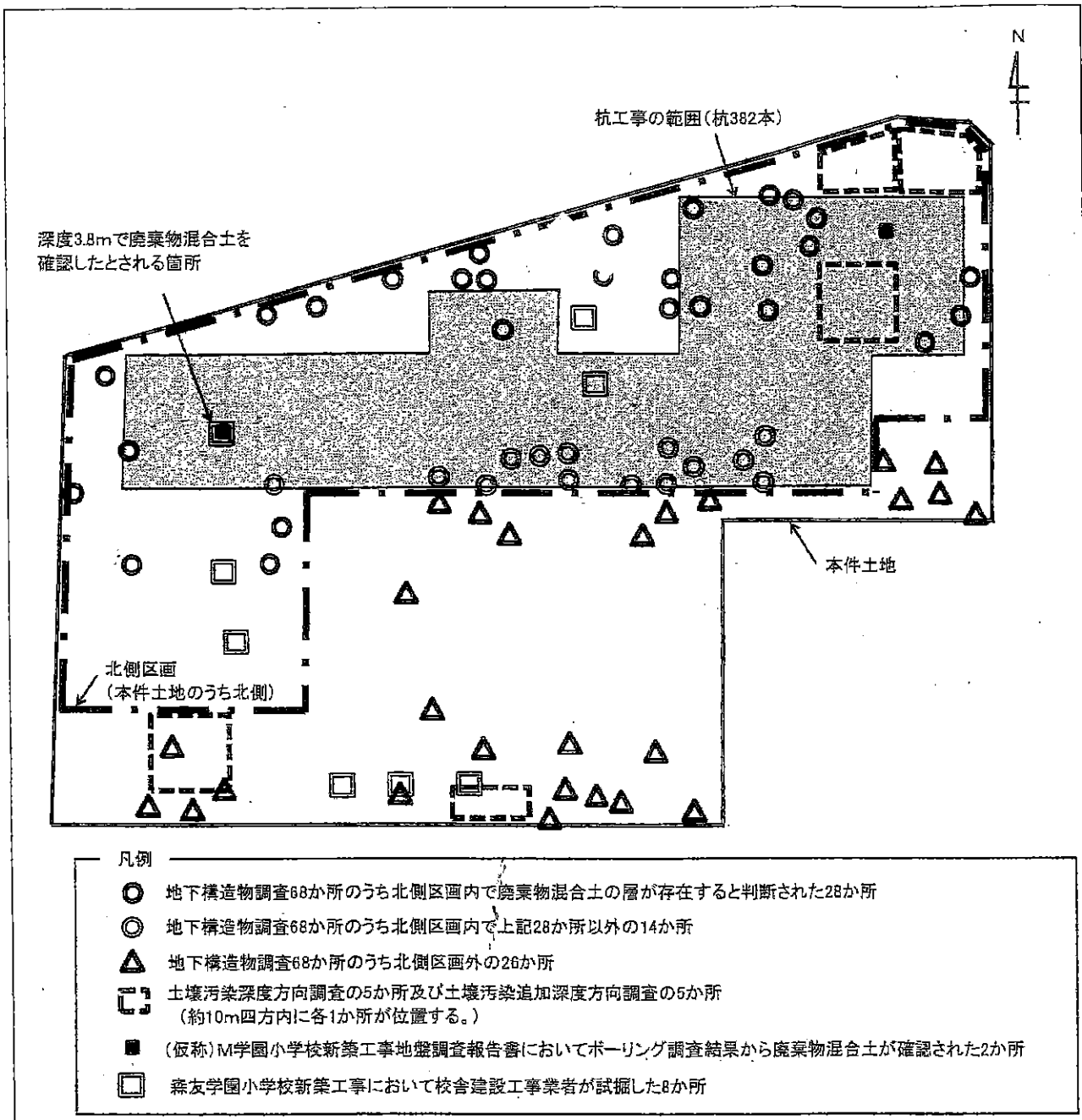
日本国憲法 国民の権利及び義務

- 12 証券取引法「現 金融証券取引法」二六四条一項は、上場会社等の役員または主要株主がその職務または地位より取得した秘密を不当に利用することを防止するに、短期買取取引による利益を当該上場会社等に提供すべき旨を規定している。同項は、国民経済上重要な役割を果たしている証券取引市場の公平性を公正に維持することにも、これに対する一般投資家の信頼を確保することにも、経済政策に基き目的を達成するためのものと解することができ、目的が正当である、公共の福祉に適合するものであると認められる。また、一定期間内に行われた取引から特種利益の提供請求を認めない、立法目的の達成のための手段として必要性または合理性に欠けるものではない。(最高判昭三三・一〇・二五民集七三・一三三)
13 消費者契約法九条一項は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める事項であり、その額が同法九条一項に定める額を超えるものは、当該超過部分を無効と定めている。同法は、消費者が不当な出立金を強いられることを防止するに目的とするものであり、このような立法目的が正当性を有することは明らかである。同法は、解除される消費者契約と同様の消費者契約の解除に伴い事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分を無効とするものである。同法の規定が、上記のような立法目的の達成のための手段として、必要性や合理性を欠くものではない。(最高判昭三三・一〇・二五民集七三・一三三)
14 区分所有建物について、若者等によって建替を希望して区分所有建物に、大多数の区分所有者が建替を希望していても一部の区分所有者が反対すれば建替ができないうような状態となる。良好かつ安全な住環境の確保や建替の有効利用の支障となるばかりか、一部の区分所有者の区分所有権の行使によつて、大多数の区分所有者の区分所有権の合理的な行使が妨げられることとなるから、建替を希望する区分所有者および議決権の各五分の四以上の多数で建替を決議した区分所有者は、区分所有法二八条一項は、区分所有物の性質に鑑みて、十分な合理性を有するものといふべきである。(最高判昭三三・一〇・二五民集七三・一三三)
15 本条は、私有財産を、財産権として、すなわち経済的な交換価値として保障しようとする規定であり、この保障を通じて、非財産的性格を有する生活権が保障されることになるのである。直接生活権を保障する規定ではない。(東京高判平三〇・八・三〇行例集四四一・九一七)
16 沖原知事署名代行職務執行命令事件 日米安全保障条約六条、日米地位協定二条一項の定めるところによれば、わが国

- 11 森林法共有林分割禁止規定違憲判決 共有森林について、その持分額を二分の一以下の共有者に対し、民法三五六条一項所定の分割請求権を否定している森林法一八六条(旧六二四八八改正前)は、その立法目的からみて、明らかに不合理にして不利益の他罰的制限ありても損失補償を要するものではない。(大高判昭四〇・九・一五民集二七四・三三九)
12 子口使用禁止國家賠償事件 食品衛生法六条に基づく食品添加物の指定の取消しによる損失は、商品自体に内在する社会的制約から生ずるものであるから、國は損失補償義務を負わぬ。(最高判昭五三・六・二七判時八五四・一三〇)
13 債権子口防衛事件第一審 原告被害者の主張する損失は、債権子口防衛の副作用としての生命および身体に対する侵害を原因とするものであり、財産上の損害ではない。両者は質的に異なるものであり、財産権の保護に関する規定と解釈を直ちて生命および身体への侵害に適用してはならない。同法は、昭和五年法律第六九号による子口防衛法の一部改正に基き、教育制度の確立は、公益を守るため、教育に伴う健康被害を完全に回避しえない現状でも予防賠償はなされるべきものであるから、それに伴う健康被害を受けた者に対し、國家賠償の見地から合理的な補償を与えようとするものであると解され、右教育制度以外のものはそれと上まわる損失補償請求を許さざるべきである。(高松地判昭五三・四・一〇判時一一八・一六三)
14 子口防衛事件第二審 一般社会を法規範から集團的に防衛するためになされた義務または勸奨の予防賠償により、その生命、身体について特別の犠牲を強いられる各被害者およびその両親に対して、一方で利益を受けている国民全体、すなわちそれを代表する國がその損失を補償すべきものと解することから、一三条、一四条一項、二五条の精神および個人の尊厳に基き、憲法の根本原理に合致する。さらに、公共のためとする財産権の制限は、社会生活上一般に受容すべきものとされる限度を超え、特定の個人に対し特別の財産上の犠牲を強いるものである場合には、これについて損失補償を課す規定がなくてはならない。直接本条三項を根拠として損失補償を課すことができないわけではなく、生命、身体に特別の犠牲を課した本条の場合に照らせば、生命、身体に特別の犠牲を課した本条の場合でも、同条項に基き、被害者國に対して正当な補償を請求することが出来る。(最高判昭五三・五・一五民集三〇一・一一〇)
15 子口防衛事件控訴審 生命身体は、いかに補償を伴っても公共のために行はうことはできないものであるから、本条三項を、公権力の行使が違法かを問わず、特別の犠牲が結果として生ずれば損失補償を命じた規定と解したうえ、子口防衛被害者も同様に特別の犠牲を強いられたから、損失補償請求が認められべきである。(東京高判平三〇・四・一五民集四四一・九一七)
16 森林法共有林分割禁止規定違憲判決 共有森林について、その持分額を二分の一以下の共有者に対し、民法三五六条一項所定の分割請求権を否定している森林法一八六条(旧六二四八八改正前)は、その立法目的からみて、明らかに不合理にして不利益

- 17 シェリア抑留債権請求事件 競争中から撤退にかけての国の存続にかかわる非常事態であり、国民のすべてが、多少にかかわらず、その生命、身体、財産の犠牲を蒙らねばならぬことを余儀なくされていたのであり、この犠牲は、いかなる犠牲性にかんし戦争損害として、国民のひとしく受容しなればならぬものであったことである。これらの戦争損害に対する補償は本条三項の予想しなかつたことといふべきである。(最高判昭三三・一〇・二五民集七三・一三三)
18 公用取用等を伴わない公共事業の履行にともなうものであり、それにより実質的に公用取用等と同様、き度度下財産権の本質的な侵害、制限がある場合(直接に公用取用等の対象ではない権利に関するいわゆる第三者損害等)は、間接損害である。直接本条三項の損失補償請求の対象となる場合あり得ないからではない。しかし、本件工事による道路の形状が変更されたことによる出入りの便が制限され、当該土地の価値が減少したとして、その変更が土地の所有権の行使に著しい支障を与え、土地所有者が重大な損失を被るなどの特殊の事情がない限り、当該土地の所有者は特別の財産上の犠牲を蒙らなかつたことである。本条三項に基き、本件損失補償請求は理由がない。(福岡高判平三〇・二・二五判時二〇七六・一四〇)
19 八代市食肉センター事件 財産上の犠牲が一般的に当然受容すべきものとされる制限の範囲を超え、特別の犠牲を課したものである場合には、本条三項を根拠としてその補償を請求する余地がないとはいはれない。(最高判昭三三・一〇・二五民集七三・一三三)
20 本件公用取用事件は、市、縣的契約関係がなく、本件と事情を事実上同一的に使用してはならないものであるから、利用業者等がこれにより享受してきた利益は、基本的には本件と事情が公共の用に供されたことによる反対の利益に由来するものと考えられる。そして、本件と事情は、憲法施行令の改正等に伴い必要となる施設の更新が実現困難であるために行われ停止されたものであり、そのことによる不利益は住民が等しく受容すべきものであるから、利用業者等が本件と事情を利用して受容すべき不利益は、本条三項で定められた損失補償を要する特別の犠牲に当たらないことである。(最高判昭三三・一〇・二五判時二〇七六・一四〇)

図表2-19 地下構造物調査等の調査位置図



(注) 国土交通省が地下構造物調査報告書等により位置を転写した資料を基に会計検査院において作成した。

出典：会計検査院作成 会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書
「学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会計検査の結果について」
(平成29年11月)より抜粋

平成30年5月9日(水)衆議院法務委員会 衆議院議員 階 猛(国民民主党)